

「多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウム」

基調講演

広げよう、多重債務者相談のネットワーク

～キーワードは「連携」そして「熱意」～

高橋 伸子

多重債務問題と貸金業法等改正

○ 近年、貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成されている

全情連（多くの消費者向け貸金業者が加入する信用情報機関）によれば、貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付について、

貸付残高 約14.2兆円 利用者数 約1,400万人*

（少なくとも国民の8.5人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

5件以上の利用者は**約230万人***、これらの者の平均借入総額は**約230万円（自己破産者は約18.4万人）**

（平成17年：平成7年当時は約4.3万人）

◎ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

※ 全情連データ。調査時点において、リボルビング契約の契約者で残高のない者、既に自己破産して残高のない者を含む。

○ 貸金業法制定以来の抜本改正

（平成18年12月20日公布）

- ① 業務の適正化のための規制の見直し
（参入規制・行為規制の強化）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等
（年収の3分の1を超える借入れの原則禁止）
- ③ 上限金利引き下げなど金利体系の見直し
（上限を引き下げ15～20%とする）
- ④ ヤミ金融対策の強化

○ 多重債務問題改善プログラム

（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）

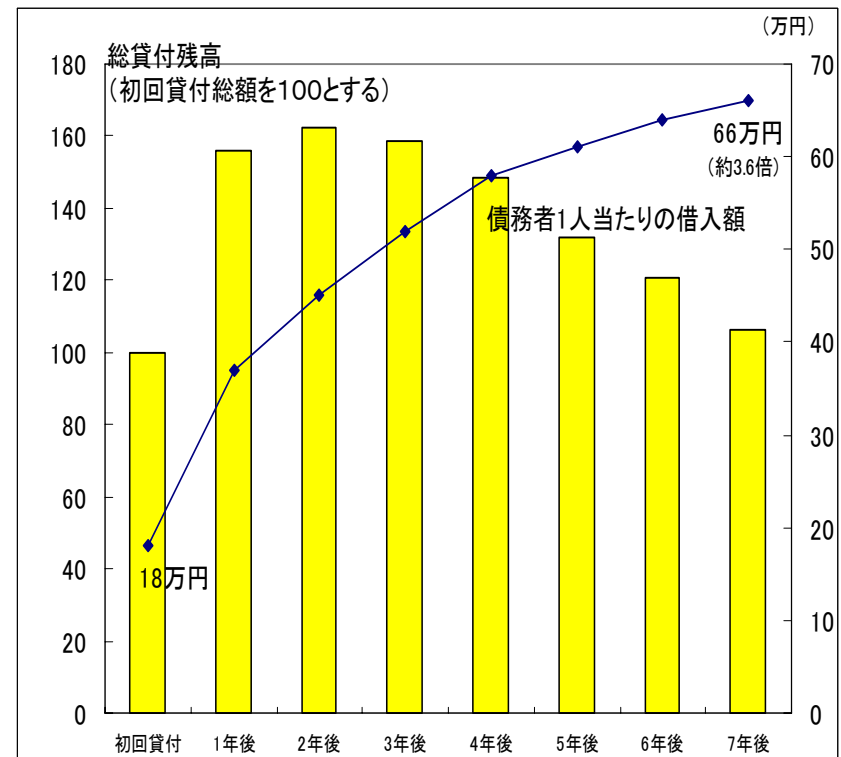
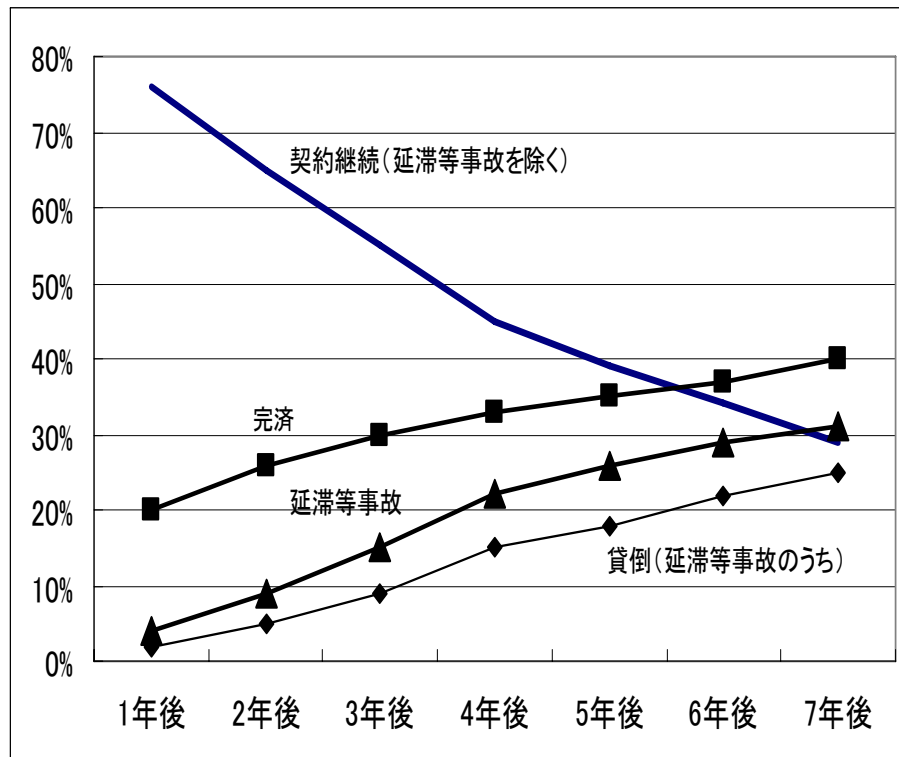
- ① 相談窓口の整備・強化
（500の自治体に相談窓口を設置）
- ② セーフティネット貸付けの提供
（顔の見える融資の充実）
- ③ 金融経済教育の強化
（学校現場で高金利の怖さを教育）
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化
（集中取締本部において摘発を強化）

多重債務問題の解決を目指します

（金融庁作成資料）

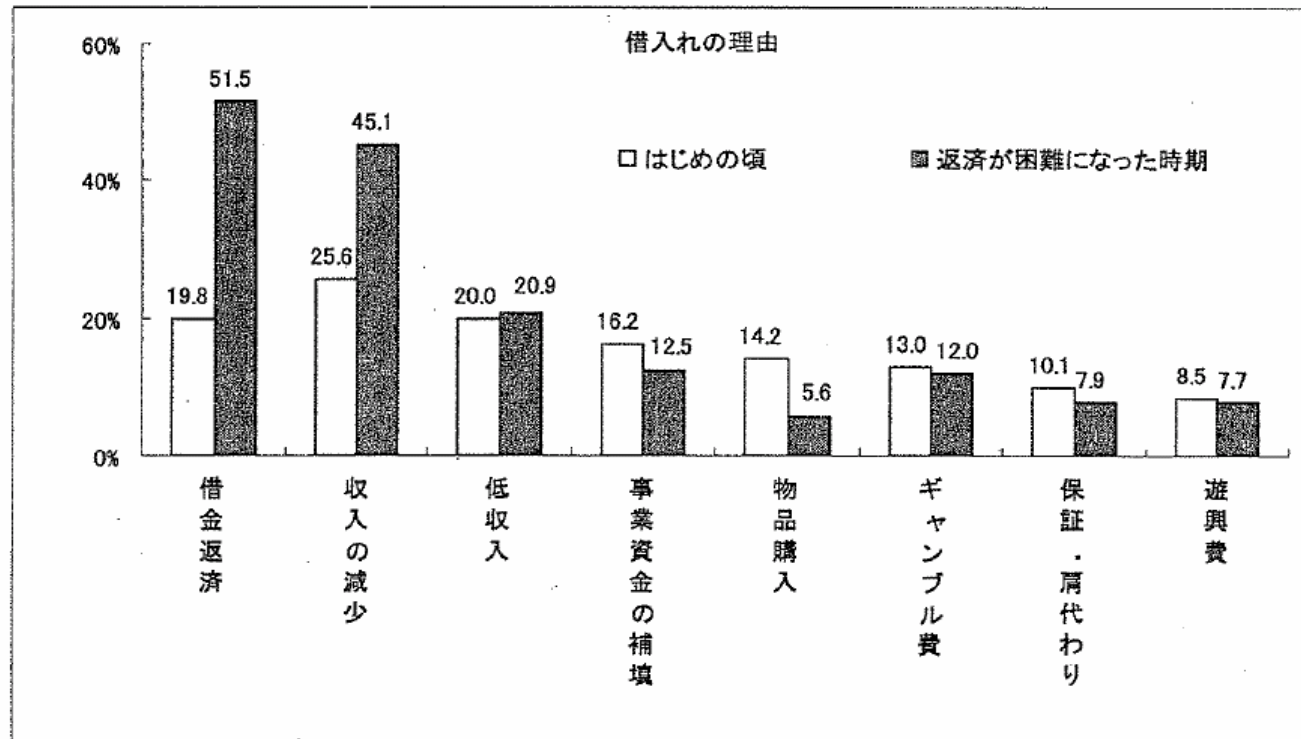
消費者金融利用者の実態①

○ ある消費者向け貸金業者について、ある時期に借入れを行った債務者のその後の動向を見ると、7年後に完済しているのは約4割にすぎず、1人あたり借入残高は約3.6倍になっている



消費者金融利用者の実態②

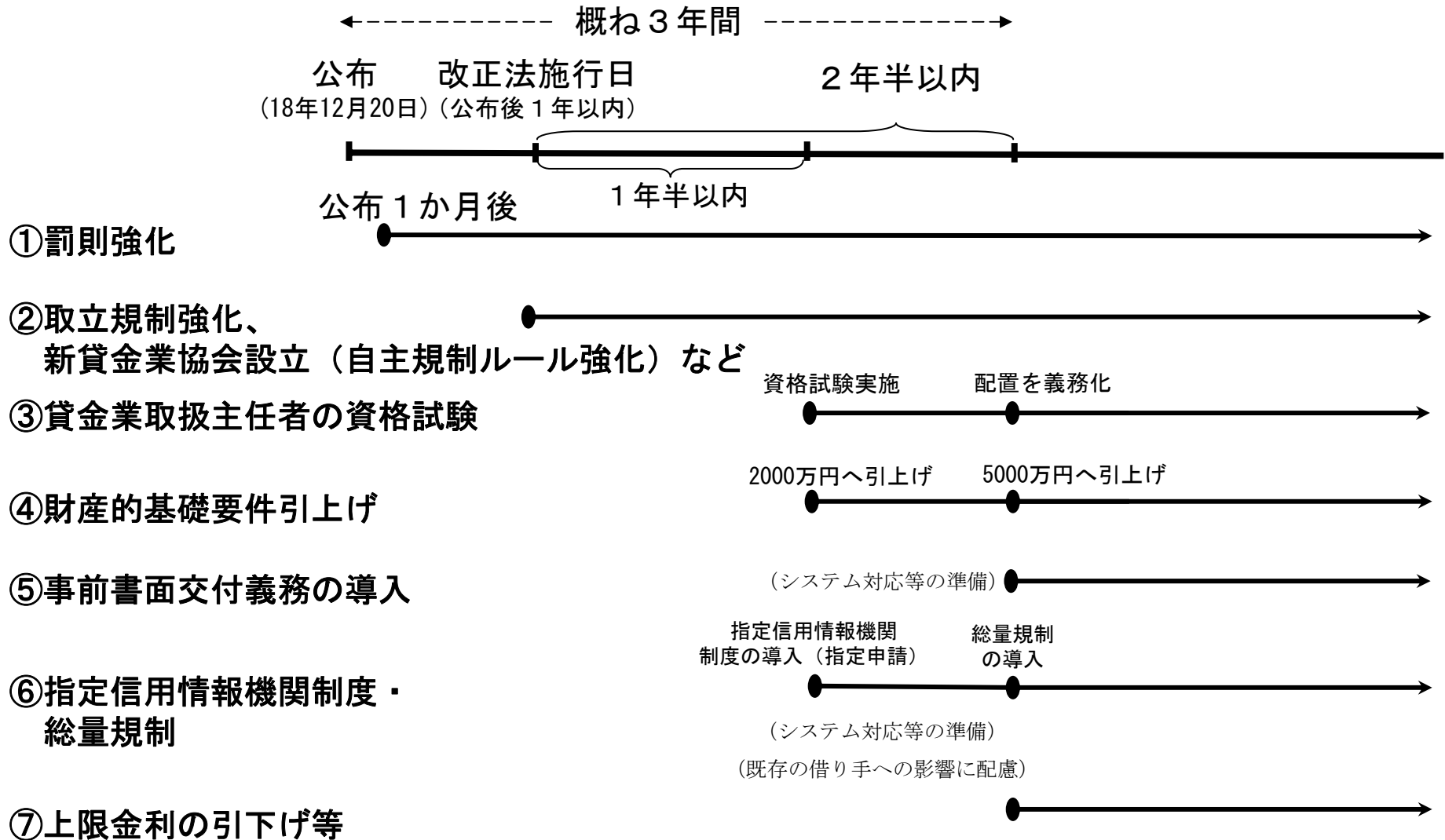
○ 返済困難となった者を見ると、消費者金融の利用動機としては、当初は収入の減少や物品購入等が多いが、返済困難となった時期においては、借金返済のための借入れが多くなる



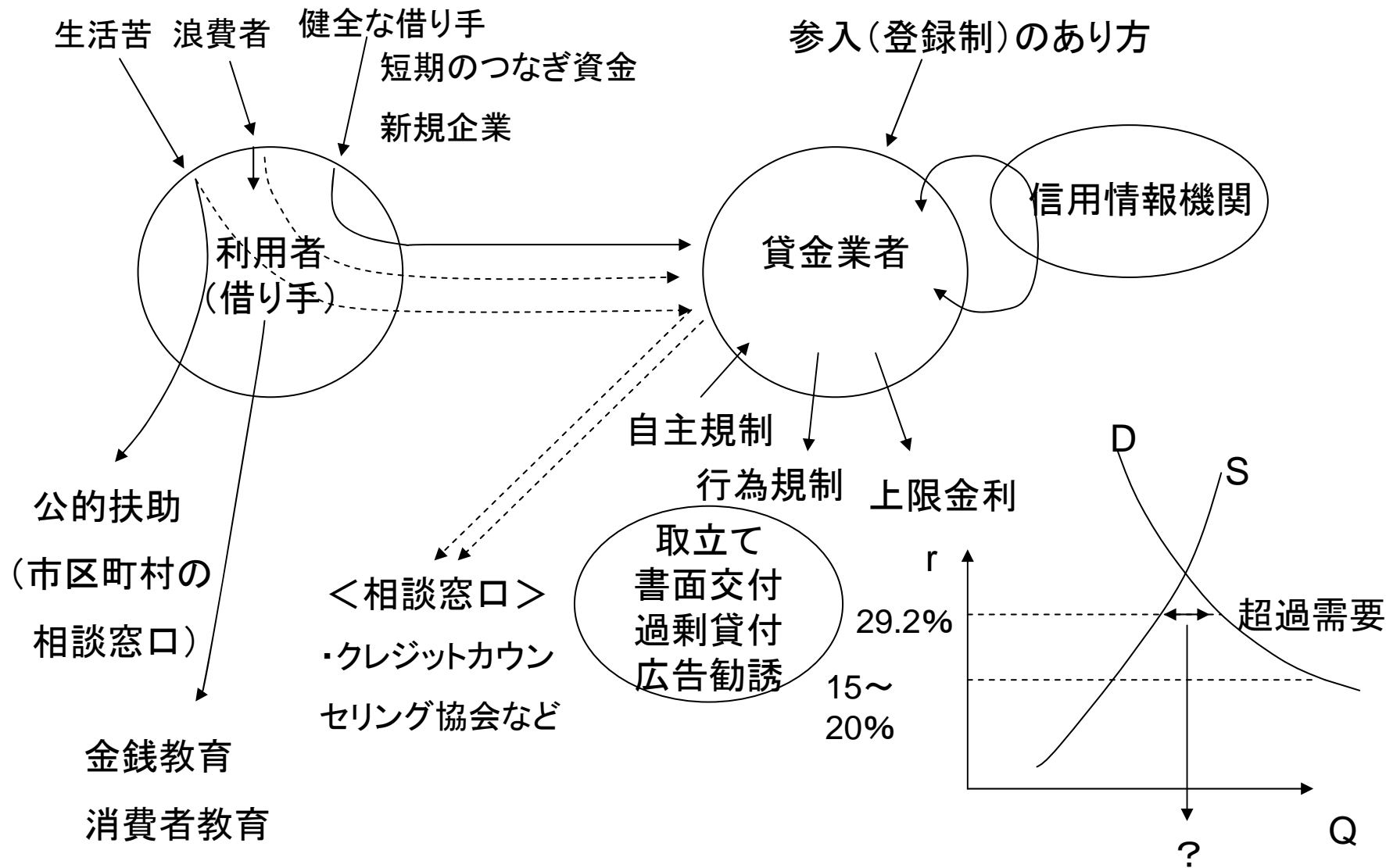
出典：国民生活センター『多重債務問題の現状と対応に関する調査研究』

(金融庁作成資料)

改正貸金業法等の施行スケジュール



消費者信用を取り巻く利用者・貸金業者・市場の全体像



(貸金業制度等に関する懇談会の吉野直行座長作成資料)

債務者へのカウンセリング体制の整備について

<多重債務問題が深刻化している現状>

消費者金融利用者は少なくとも**約1,400万人***。5件以上の利用者は**約230万人***。

個々の借り手の債務整理・生活再建に向けたカウンセリングは、多重債務問題の解決に非常に有効だが、現状では、多重債務者に必要なカウンセリングサービスが行きわたっていない。

○ 日本司法支援センター（法テラス）

- ・ 相談窓口の紹介
- ・ 資力の乏しい者に対する法律相談援助を実施
- ・ 支部は全国に50箇所

→約4.9万件

（弁護士等への多重債務関係の法律相談援助。全8.9万件中。
（H17年度（（財）法律扶助協会））

○ 弁護士会・法律相談センター

- ・ 全国に301箇所
- ・ 52弁護士会中、22会で多重債務相談を無料で実施

→約4.7万件

（弁護士会への多重債務関係の法律相談。全15.8万件中。（H16年度）

○ 司法書士会・総合相談センター

- ・ 全国に124箇所
- ・ ほとんどのセンターは無料で相談可能

→約0.8万件

（司法書士会への多重債務関係の法律相談。全1.9万件中。
（H17年度中9ヶ月間の集計結果）

○ 地方自治体の消費生活センター

- ・ 全国に532箇所

→約6.3万件

（多重債務関係の一般的な相談受付。全130万件中。（H17年度）

○ (財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・ 債務整理と家計管理指導を組み合わせた無料カウンセリングを提供
- ・ 銀行、貸金業界等からの拠出が財源
（貸金業界・クレジット業界各9600万円、銀行業界3600万円 合計2.3億円）
- ・ センターは東京、名古屋、福岡の3箇所のみ
弁護士35人＋消費生活アドバイザー22人

→約1,400件

（新規面談カウンセリング件数（H17年度）

**200万人以上に
行きわたっていない状態**

※ 全情連データ。調査時点において、リボルビング契約の契約者で残高のない者、既に自己破産して残高のない者を含む。

**関係機関（関係省庁・地方自治体・各カウンセリング機関等）をあげて、
カウンセリング体制の充実・強化に早急に取り組む必要。
（既存のカウンセリング機関の拡充 + 関係機関の間のネットワーク構築）**

（金融庁作成資料）